

一般社団法人恵那建設業協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人恵那建設業協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県恵那市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、建設業を営む者の連絡調整を図るとともに建設業に関する調査研究指導等建設工事の適正な施工を確保し、もって建設業界の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 建設業の道義昂揚に関する施策
- (2) 建設業に関する技術の向上並びに経営の合理化のための調査研究
- (3) 関係官庁又は各種団体との連絡折衝
- (4) 建設業に関する技術、法規、経営等知識の啓発及び情報の提供並びに資料の配布及び紹介
- (5) 建設業の安全及び衛生に関する施策
- (6) 防災活動に対する体制の確立、調査研究及び訓練
- (7) 会員の親睦と共存共栄のための施策
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の資格および構成員)

第5条 この法人は、岐阜県中津川市及び恵那市に営業所を有する総合建設業者で、本会の目的に賛同して入会した者をもって会員とし、本会を構成する。

- 2 前項の会員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）における社員とする。

(入会)

第6条 前条の規定により入会しようとする者は、入会申込書に恵那建設業協会理事2名及び会員3名以上の推薦条を添えて理事長に提出しなければならない。

2 入会の承認は理事会において行うものとする。

3 理事長は入会及び入会拒否の決定をした時は、本人に通知する。

(会費)

第7条 この法人の会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができます。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 理事長は、会員を除名したときは、除名した会員に対してその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 会費を2年納入しないとき

(2) 総会員が同意したとき

(3) 当該会員が解散したとき

(拠出金品の不返還)

第11条 退会し、除名又は喪失した会員が既に納入した会費、既納の会費その他の拠出金は返還しない。

第3章 役員

(構成及び選任)

第12条 本会に、次の役員をおく。

(1) 理事 8名以上16名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名以上3名以内を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法に規定する代表理事とする。

4 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

5 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

6 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(職務及び権限)

第13条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の常務を処理する。

4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(任期)

第14条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

3 理事及び監事については、再任を妨げない。

4 理事又は監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第15条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

第4章　社員総会

(構成)

第16条　社員総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第17条　社員総会は、次の事項及び一般社団・財団法人法に規定する事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 計算書類及び財産目録の承認
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第18条　定時社員総会は、毎事業年度終了後2箇月以内に、臨時社員総会は、必要に応じて隨時、招集する。

2　社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

(議長)

第19条　社員総会の議長は、理事長とする。

2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長の中から選出する。

(決議)

第20条　社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

(書面表決及び代理人)

第21条　社員総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人を定め表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第22条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 理事会

(設置)

第23条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解任
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会を招集しようとするときは、理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長とする。

2 議長が欠けたとき又は議長に事故あるときは、副理事長の中から選出する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面により同意の意志表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録に記名押印する者は、理事会に出席した議長及び監事とする。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければ

ばならない。前条第2項の規定により作成した理事会決議の省略の意志表示を記載した書面について同様とする。

第6章 相談役及び顧問

(相談役及び顧問)

第29条 この法人に相談役及び顧問を置くことができる。

- 2 相談役及び顧問は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 相談役及び顧問は、重要な事項について、理事長の諮問に応ずる。

第7章 委員会

(委員会)

第30条 第4条に掲げる事業を推進するとともに、建設業に関する各種の事項を調査研究し、又は審議するためこの法人に委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関する必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

第8章 事務局

第31条 この法人の事務局を置き、職員の任免は理事長が行う。ただし、重要な使用人の任免は、理事会の承認を要する。

- 2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他について必要な事項は、理事長が定める。

第9章 資産及び会計

(資産の管理)

第32条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第33条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、理事長が作成し、理事会

の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号から第2号までの書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 財産目録
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第10章 定款の変更、解散及び残余財産

(定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会において総会員の3分の2以上の同意を経なければ変更することができない。

(解散)

第38条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第39条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 雜則

(委任)

第41条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第12章 公告の方法

(公告)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第12条の規定にかかわらず、この法人の最初の理事長は鳴海伸明とする。

付則

- 1 この改訂は、平成25年5月1日から施行する。